

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市及び本市に存する世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の1つである「田島弥平旧宅」のPRを目的とした「くわまる」の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「くわまる」とは、別紙に掲げる基本デザイン及び市長が別に定めるこれを展開したものとする。

(権利)

第3条 「くわまる」に関する一切の権利は、伊勢崎市に属する。

(利用基準)

第4条 「くわまる」を利用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないものであること。
- (2) 本市及び田島弥平旧宅をPRするものであること。
- (3) 本市及び田島弥平旧宅の信用又は品位を損なわないものであること。
- (4) 「くわまる」のイメージを損なうおそれがないものであること。
- (5) 特定の個人（旧宅の所有者であった田島弥平氏を除く。）、政治的団体又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがないものであること。
- (6) 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に利用するものでないこと。

(利用の申請)

第5条 「くわまる」を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「くわまる」利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道の目的で利用するとき。
- (2) 市内の学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）が、教育目的で利用するとき。
- (3) 個人が営利を目的とせず利用するとき。
- (4) その他市長が認めるとき。

2 申請者は、利用申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 企業、団体等の場合は概要書
- (2) 利用する案件の企画書及び見本等
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(利用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容が第4条各号に掲げる利用基準に反しないと認めるときは、その利用を承認する。

2 市長は、「くわまる」の利用を承認したときは、「くわまる」利用承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)を申請者に通知するものとする。

3 市長は、利用を承認しないときは、「くわまる」利用不承認通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(利用に係る料金)

第7条 「くわまる」の利用に係る料金は、無料とする。

(利用期間)

第8条 「くわまる」の利用期間は、第6条第1項に基づき市長が承認した期間とする。

(利用期間の更新)

第9条 利用の承認を受けた者(以下「利用承認者」という。)は、利用期間満了後も引き続き「くわまる」を利用しようとするときは、新たに利用申請書に前回承認を受けた承認通知書の写しを添えて市長に提出し、あらかじめ更新の承認を受けなければならない。なお、申請に当たっては第5条第2項第1号及び第2号の書類を省略することができる。

2 第6条第2項の規定は、前項の更新の承認について準用する。

(承認事項の変更)

第10条 利用承認者は、承認された内容について変更しようとするときは、新たに利用申請書に当該承認通知書の写しを添えて市長に提出し、あらかじめ変更の承認を受けなければならない。なお、申請に当たっては第5条第2項第1号の書類を省略することができる。

2 第6条第2項の規定は、前項の変更の承認について準用する。

(利用上の遵守事項等)

第11条 「くわまる」を利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に掲げる利用基準に反しないこと。

(2) 「くわまる」の形状及び色を変更しないこと。

(3) 「くわまる」に係る知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

2 利用承認者は、前項に掲げるもののほか、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用申請書に記載された利用の趣旨及び目的以外に利用しないこと。

(2) 原則として「くわまる」に隣接して『くわまる』（又は『KUWAMARU』）の文字を表記し、『（c）伊勢崎市』（又は『（c）ISESAKI・CITY』）、『世界遺産「田島弥平旧宅」PRキャラクター』のいずれかの文字を併記すること。ただし、市長が認めるときは、文字の表記を省略することができる。

(3) 「くわまる」の利用に係る商品等の完成30日以内に、当該商品等を撮影した写真等を市長に提出すること。

(4) 承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、又は承継しないこと。

（違反等に対する取扱い）

第12条 市長は、「くわまる」の利用がこの要綱又は承認内容に違反していると認めるときは、その利用を差し止め、若しくは必要な指示を行い、又は利用の承認を取り消すことができる。

2 前項の場合において、利用した者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

（事故、苦情等の処理）

第13条 「くわまる」の利用に関し、事故又は苦情等が生じたときは、「くわまる」を利用する者の責務において必要な措置を講じるものとする。

（損害賠償等）

第14条 市長は、「くわまる」の利用に起因する損害の賠償又は損失の補償等（第三者との間に生じたものを含む。）について、一切の責任を負わない。

2 「くわまる」を利用する者が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（特例）

第15条 伊勢崎市職員の職務の範囲を定める規程（平成17年伊勢崎市訓令甲第2号）第3条第7号に規定する課長等が課等の分掌事務を処理する際に利用する場合及び市職員が事務の執行上利用する場合の「くわまる」の取扱いについては、市長が別に定める。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、「くわまる」の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産への登録日（平成26年6月25日）から施行する。

附 則（平成27年12月18日要綱）

この要綱は、決裁の日（平成27年12月18日決裁）から施行する。

附 則（平成28年5月11日要綱）

この要綱は、決裁の日（平成28年5月11日決裁）から施行する。

附 則（平成31年4月18日要綱）

この要綱は、決裁の日（平成31年4月18日決裁）から施行する。

附 則（令和4年2月10日要綱）

この要綱は、決裁の日（令和4年2月10日決裁）から施行する。